

1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時:令和5年10月26日(木)13時30分～14時10分

3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 NSRR 管理課 マネージャー 他1名

臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 マネージャー 他1名

保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

・保安規定第9編(NSRRの管理)に係る変更について

・保安規定第10編(バックエンド研究施設の管理)に係る変更について

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	開始いたしました。
0:00:05	はい。原子力規制庁の本田でございます。
0:00:09	今日の面談はですね減少科学研究所における核燃料物質使用施設の保安規定について変更を予定されていると。
0:00:21	ということでございますので、事前にその変更についてをご説明した資料をいただいておりますので資料に基づきまして減少機構の方からご説明よろしく願いいたします。
0:00:37	はい
0:00:39	抵触機構の、
0:00:42	伊田です。本日はほぼ、保安規定の変更新沼委員、何か申請ということで、くた施設の変更申請を考えております。
0:00:55	一つ目といたしましては
0:00:58	NSRRに係る変更申請で、こちらの方はですね昨年、一昨年ですね、一昨年の核燃料使用変更許可。
0:01:10	反映というところで、
0:01:12	クローブボックスのさ、駆除に関わるところで、変更の方を考えております。あと一つといたしまして、バック系の研究施設に関わるところです。
0:01:24	こちらは基地、10月の日付けですね。ここ、こちらも核燃料物仕様変更許可を受け、受けたこともない反映というところと、
0:01:36	こちらクローブボックスの削除に係る変更というところになっております。す。それでは早速なんですけれども、
0:01:48	NSRRの方から
0:01:51	を出した。
0:01:54	量をもとに説明をしていしたろうと思います。それでは
0:02:00	NFあるのかなって、いつ目の方を、
0:02:03	お願いいたします。
0:02:15	スペルSRのイワサですけますか。
0:02:21	原子力規制庁セオですはい。聞こえております。はい。お願いします。
0:02:26	わかりますから、ネットビジネスRRを、
0:02:30	部について説明させていただき、
0:02:36	一応共有。
0:02:38	来た方がよろしいですか。
0:02:42	お願いしますできるのであれば、
0:02:47	それとちょっと若干声がなんていうんでしょうか、遠いといいますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:05	ええん。
0:03:07	を共有して
0:03:09	本規程第 9 円に関わる変更についてという画面になってるんですけど、見え ますでしょうか。
0:03:15	見えます。お願いしますで人事に説明させていただきます。NSRR分については、
0:03:23	ちょっとこれは概要ですね。
0:03:26	NSRRの燃料等という建屋に、現状グローブボックスがあります。
0:03:33	このグローブボックスなんですけれど、平成 16 年度以降はもう使用する計画がな くこれからも使用しませんということで、このグローブボックスに関する、
0:03:44	記載を、NSの使用の許可から落とすということで、許可申請を行ってこれは経令 和 2 年 5 月 1 日付で許可を受けております。
0:03:56	で、本来であれば、うん。
0:03:59	許可落としたり速やかに撤去作業をして、物を撤去して、そのあと保安規定を、原 稿を具体的にはそのグローブボックスに関する記載を削除するというのが、
0:04:11	あるべき、
0:04:13	今、
0:04:15	どうですかと、こういうところなんですけれど。すいません機構の内々の事情で 恐縮なんですけれど、下の、
0:04:26	米印のところに書いてあるんですが、昨今電気代が急激に高騰してしまって、グロ ーブボックスを撤去するための予算確保というのが、今難航しております。ただ、 設備としてはあると。
0:04:40	ということで、
0:04:42	許可からは落ちてるだけで本規程にはまだ記載が残って設備として 0 という一 種、宙ぶらりんな状態になっているということで、
0:04:51	このグローブボックスについて、赤字の部分ですね。
0:04:55	核燃料物質の使用を、
0:04:58	を終了し、今後解体撤去を行う設備ということを明確にする。
0:05:04	というのが今回の保安規定の変更の目的です。
0:05:08	どこ変更するのかっていうところで 2 点あるんですが最初の 1 点から、
0:05:14	ですと、1 個は、グローブボックスが使用しないんで、その使用を前提とした今の 保安規定の書きぶりを適正にする。
0:05:24	で、
0:05:28	この黒枠の中ですね、許可からグローブボックスをもう削除しましたので保安規定 においても、削除して両者のまず整合を図りますと、具体的にどこに記載があるか っていうのなんですけどこれ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	今の現状の保安規定から引っ張ってきたんですけどこの右側のスライド右側の別表 6810 というのがあって、NSRRはログボックスは基本的に使用する、
0:05:52	前に全件を行為、現状としてはこういう点検をしていたと。
0:05:58	使用する前に、負圧の維持期、負圧を確認してさ、それから、
0:06:05	別表 8 であると電気系統とか操作機器等の確認をした。
0:06:09	別表 10 だと仕様の確認をしたっていうんですけど、もうこれ使用しないっていうことで、この赤枠で囲ったグローブボックスのオオキサイを公表中から削除する。
0:06:21	ていうのが、1 点目変更になります。
0:06:25	で、2 点目の変更なんですけれど、こちらは、
0:06:30	そのものは撤去するまで、実際にあるっていうことで、それまでの必要な管理について、新しく、この文言を追記して、
0:06:42	本規程の中で、グローブボックスの位置付け、管理について、明確化したいということ。
0:06:49	2 点あるんですけど。
0:06:53	解体撤去が終了するまでの期間、第三条、保安規定ですね、本規定NS保安規定第 3 条に定める手引き、これ何かっていうと本体施設使用の手引きになります。
0:07:05	基づいてとりあえずからお知らせします、原子炉起動します、原子炉を起動します。
0:07:11	すみません失礼しました。
0:07:13	主要手引きに基づいて管理します。
0:07:17	ってのが 1 個ですね。もう 1 個は、
0:07:20	この使用手引き、
0:07:23	に基づく管理ってのは、ほ。
0:07:26	本規定の中で、施設管理実施計画っていうのは、出てくるんですけどその施設管理実施計画。
0:07:34	に紐づいて、本体施設資料を、
0:07:39	手引きに基づいて管理しなさいっていうことが出てくるんで、ここで、この分で、施設管理実施計画について、増えて、
0:07:51	保安規定施設管理実施計画、手引きによる管理。
0:07:55	ていうのを整合を図っている。
0:07:58	という内容になります。はい、以上 2 点です。
0:08:02	現行の主要を前提とした記載の削除と、解体撤去までの、
0:08:08	もう管理、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	について明確化するために、新しく板金中に分を書き出すっていうのは、NSRRの。
0:08:16	もう、今回の保安規定の変更の中身になります。はい。以上です。
0:08:23	はい、ありがとうございます。規制庁のホンダですありがとうございましたじゃちょっと、それぞれした建物ごとで、ちょっと。
0:08:31	確認というかあれでさしてください。
0:08:37	今、ちょ、これから私がちょっと申し上げる確認事項。
0:08:41	聞きたいことっていうのは今日ね、
0:08:44	もし何かお答えがご用意されていれば、教えていただきたいし、されてあってもですね今後その種申請した後にですね。
0:08:55	面談でまたその審査の段階で面談というのをやら、
0:09:01	設定させていただくと思うんだけどその時の、
0:09:04	面談の中でそのお答えもいただきたいなっていうことをちょっとご理解いただきたいと思います。
0:09:10	一つは、
0:09:12	一つしかないんですけど4ページで、
0:09:18	まさに
0:09:20	NSRR管理課長が、
0:09:24	手引きにより管理しなければならないっていうのと、
0:09:29	あとNSRR管理課長が、施設管理実施計画に基づき点検しなければならないと。
0:09:37	いうふうに保安規定上を規定するという予定でいらっしゃるということなんですけど、この管理しなければならないっていうところと、
0:09:48	あと点検しなければならないっていうところ具体的に言うところこういう形でやりますっていうのはどんなイメージがあるんでしょうか。
0:10:04	湯浅磯宗お待ちください。はい。
0:10:24	SRAの岩佐です。質問に回答しますし、これ
0:10:30	具体的に、
0:10:32	申し上げますと、解体撤去
0:10:35	とするまでは、ものが、
0:10:38	扱わないとかいうものが、
0:10:41	あるので、
0:10:42	施設管理実施計画に基づき点検しますよね。
0:10:46	ということですね。解体撤去を、が完了するまではその、
0:10:52	4ページの二つある分のうち上の、
0:10:57	本体施設、牛尾手引きにより管理しますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:03	で済ませそうっすねここうがちょっとを書くのが、
0:11:07	抜けてる部分なんですけども、本田医師基本的には、
0:11:13	解体撤去が始まる場所の、本体施設使用手引きのほかに、原子力科学研究所の大仲で定めてる放射線の安全の取り扱い。
0:11:24	この手引きや、一般作業にも適用される工事作業の安全管理の基準があつて、
0:11:32	実際作業が始まるとそういった手引きにも従いますっていう意図で書いてあります。
0:11:41	NSRR管理課の栗田と申します。少し補足させていただきますと、グローブボックス、当然過去使用してましたので、まだ
0:11:52	汚染されたものとしては施設として残存しておりますので、
0:11:56	その汚染が拡大しないように、
0:12:01	管理は、引き続き行うというものでございます。
0:12:07	ば、規制庁の方ですありがとうございますそこは
0:12:11	わかりました要は作業中もその作業中の管理も含めますっていう話そこは
0:12:19	落とすん。
0:12:20	確認事項発言する前に申し上げましたけど面談資料の中でね、ちょっと、より丁寧に説明いただければなと思いますけども。
0:12:30	よろしいでしょうか。
0:12:32	はい。はい、了解いたしました。衛藤。
0:12:35	今回の資料を修正した方がよろしいでしょうかそれとも次回の審査をね、どうしようか、どっちが。
0:12:44	そうだねソース今回の、要はリバイスリバイスでいきますか、資料を。
0:12:51	だから、今日、今日いただいている資料をちょっとベースの、うん。
0:12:57	草野をもとに、次回以降申請後の面談は、この資料をちょっと修正した形で、
0:13:04	今私が申し上げた管理とか点検どんなことをやるっていうのをちょっと具体的にご説明したものを追記してもらおう感じ。
0:13:13	はい、いかがでしょうか。
0:13:15	はい目皿管理課側でございます。了解いたしました。始めさせていただきます。ありがとうございます。それともう1個ちょっとこれ注意っていうか改めてなことなんですけどこれ、この話でもともと原価検査の方から
0:13:31	こういう形でやりたいんですっていうのをちょっと事前にね行政相談という形で5月頃。
0:13:39	いただいた話で、んで。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:41	等で、その行政相談を受けましてこちらで検討して、また元が検査の方にお返しした っていう経緯なんだけどその時にちょっと改めて、言いましたけどここでまた改めて、
0:13:55	申し上げたいのはこのグローブボックスがですね令和2年でしたっけ令和2年 5月1日付けで、
0:14:03	撤去にかかる使用許可を受けているんですよっていうことを
0:14:09	申請後の面談資料の中で明らかにさせていただいていうのをちょっと発言したと思 うんですけどそれもちょっと、すみません今日改めて。
0:14:17	念のため申し上げさせてもらいました。
0:14:22	ASR管理課の方でございます。了解しました。今の脳梁ボックスが、令和2年、 野田撤去です削除の許可を、令和に受けておりますけどそれとの整合ですね。
0:14:36	を資料として準備して申請後のヒアリングに臨みたいと思います。よろしく願いま す。
0:14:45	はい、規制庁の方ですありがとうございました。それでは、続けて戸次の方、よろ しくお願いします。
0:14:55	1つ目ではミッキーから資料共有させ、
0:15:00	当初してください。
0:15:42	こちら資料2で揺れ所は見えてす。はい。それでは、
0:15:49	説明していきます。
0:15:53	愛嬌まず1枚目変更に至る背景の概要ということで、バックエンド研究施設はで すね、
0:16:00	プロトニウムと、使用済み燃料の処理さほど大きく燃料物質をするフロー星フード 等で、木部サブチーフでございます。で、先ほど保安管理シイナさんの方から説明 あった通りですね、一部設備、グローブボックスについて使用の目的終了しました ので、
0:16:17	解体撤去予定しております。こちらの許可がですね、今月出ましたので、この保安 規定の反映という形で、まず、
0:16:29	申請させていただいております。その変更に合わせてですね、ファンこす管理に係 る分隣接管理者への通知プロセス、こちらもあわせて変更いたします。
0:16:39	下のところですね変更内容としてはここに三つグローブボックスB-7の廃止。
0:16:45	これは上記グローブボックスに廃止に伴いまして、同じ部屋にありますので、こち らの最大取扱量な変更スペース最後はですね運用後のところなんですけれども 分離施設管理者への通知プロセスは変更と。
0:16:59	いう形になっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:04	まず、1 からご説明いたしますこちらの内容許可の内容と同じなんですけれども、グローブボックス、
0:17:11	ですね、あとは、それ接続されているこの質量分析計、こちらをあわせて提供いたします。
0:17:19	この内容に合わせてですね、保安規定に記載されているグローブボックスのこの表ですね、からグローブボックス米の 7 原版する記載を削除いたします。
0:17:33	来まして、②番ですね、そのグローブボックスがそもそもなくなるということですねこのグローブボックスと同じ目的で使用していた、フード 19 と 20 というところがありまして、
0:17:47	こちらもPLOHSなくなりますので使用料あわせてプラスという変更を行います。こちらも同様に許可の反映という形になります。
0:17:59	気づいて 3 番目、こちらがちょっと許可の反映ではないものなんですけれども、従前のですね、分離施設管理者への通知プロセスの変更という形で、
0:18:12	(9)の部分になりますけれども、原子力施設検査室長から直接施設管理者と、あと分立管理者に通知するというプロセスだったんですけれども、原子力検査室長から直接文にまでではなくてですね。
0:18:28	原子力検査室長からはまず、鉄管理者等ですね、別掲技術課長に行って、戸次技術課長から、分任施設管理者へ、また通知すると。
0:18:38	いう形に変更を考えております。下の部分が変更案の抜粋になります。従前はですね。
0:18:46	原則検査室長は直接殿町 20 血栓れますけれども、分節管理者まで通知だったんですけれども、一旦この使用前事業者検査に関係ある課長という形で戸次技術課長に行きまして戸次技術課長から、
0:19:01	分任施設単位で、こちらに通知するというふうになると思ってますので 10 点と同じですね、分離施設管理者に検査室からの内容が通知されるっていうのは、全く変わらず、
0:19:15	このプロセスがですね直接検察庁からなのか、一旦、
0:19:20	いわゆる戸次リース課長施設管理者から、分離切断し、経営するのかという違いだけになります。こちらですね当初、本震検査の運用に向けてですね、す、各施設横並びをとって、
0:19:34	検査室長から直接この関係ある課長と宇井節管理者っていうふうにしていましたんで、この分に施設管理者がですねちょっと戸次特有の運用になってまして、そこ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:47	当時の反映したと思ったんですけども、実際の運用を考えてですね、検査室長から各郡人まで直接っていうのはなかなか大変ということがありまして、一旦別記が施設管理者になりますので、
0:20:02	一旦美景技術課長で受けてそこから、関係ある分に移設管理者に通知するというプロセスに変更したいというふうに考えております。
0:20:12	こちらが三つ目の内容になっています。
0:20:17	こちらですね、①と②辺本内容については当然許可の反映という形で許可の整合を確認しております。
0:20:28	保安規定の審査基準との整合についてもですね、編。
0:20:32	医療施設等の操作ですとか、あと施設間として反映しておりますので、保安規定の新設に整合してというふうに考えております。
0:20:42	最後、保安規定に規定すべき事項との整合といたしましては、保安規定に接液事項として、主要施設等の操作ですとか、施設関連%することとして、従前の通り記載しておりますと。
0:20:55	ということで、整合しているというふうに考えております。
0:21:00	電気からのご説明は以上になります。
0:21:08	はい、規制庁の方ですありがとうございました。そしたらやっば
0:21:14	ちょっとまた確認事項申し上げますけど先ほどのNSと一緒にもしお答えいただけたらお答えいただきたいですし、今日お答えいただいたとしてもその申請後の面談。
0:21:26	においてちょっとまだご説明いただきたいなと思っておりますんでちょっとそこご了承いただいて、よろしく願いいたします。
0:21:34	ちょっと
0:21:37	グローブボックスの撤去と、あと風洞の取り扱い量。
0:21:41	この辺こちら既許可の反映ということで、
0:21:45	その通りかなと思いますけれども、
0:21:48	最後のその分隣接管理者への通知プロセスっていうところでは、
0:21:53	5 ページでは、その通知に関する記載を適正化っていうふうに、
0:22:01	書かれてますけども、
0:22:05	多分隣接管理者が硬直で、受ける分に施設管理者へ通知する人が、原子力検査室長から、
0:22:14	戸次技術課長に変わりましたっていうところなんだけどこの辺の
0:22:18	こういったことを変える。
0:22:21	なきやな、変えるに至った経緯っていうのをちょっとご説明いただきたいなと思っておりますけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:29	これは何かあります。
0:22:32	はい。原子力機構の植木技術課モリタから回答いたします。こちらですね、実際にいわゆる使用前事業者検査定期事業者検査こちらをやっていくに向けてですね。
0:22:45	定期事業者検査のように施設全体で受けるものについてはですね、いわゆる分岐施設管理者みんな関係しているということで、原子力検査室もあまり迷わず、
0:22:57	通知をするんですけれども、使用前事業者検査で今回ボックスのように、一部の分岐接管理者しかあまり関係がない、他の研究グループの分に施設管理者は、所掌してない設備になります。検査室。
0:23:15	から、側から通知する先がですね、ちょっと検査室側がなかなか判断が難しいと、どの結局グループの、どの設備なのかわかっているのはちょっと。
0:23:26	いわゆる施設管理者現金になりますので、ちょっとその問い合わせが結構実態としてありまして、その方は規定の間違いであるので、検査室は頑張っ、
0:23:40	別記技術課に聞いて、通じるっていうプロセスがちょっと正直言う形といいますか、そういうところがありまして実態に合わせましょうという形で今回変更したい。
0:23:53	理由になります。
0:23:55	規制庁の方ですわかりました。非常にこうだから、実態名前の話っていうか本当に実運用に、
0:24:05	がちょっと困った状態になってたので合わせましょうということですか。わかりました。
0:24:10	それともう一つは、ちょっとこれは非常に細かいん恐縮なんですけど分岐接管理者っていうのをちょっと私今回、保安規定こういう変更でき始めて、ちょっと触れた言葉なんだけど、
0:24:25	この分岐接管理者に指定される人ってのは何か要件があるんでしょうか。
0:24:33	原子力機構の盛田から回答いたします。こちらですね群銀施設管理者は、原子力科学研究所の所長の指名という形になっておりまして、基本的にはですね、所掌する研究グループのいわゆる、
0:24:48	グループリーダー値とか、マネージャーですとか管理職クラスの方がやられる場合が多いんですけれどもちょっと研究グループの事情によりまして、そういう方じゃないんですけれども所長の指名を受けた者。
0:25:03	一部に施設管理者になれるというふうになっております。
0:25:08	はい、規制庁の本田さんありがとうございました一応だからそういったマヨ要件ってのは一応ありますよってことですねじゃね。
0:25:16	はい、羽鳥です。はいありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:20	すいません今の2点はちょっともう繰り返したけどその申請出していただいた後の面談資料でもちょっともう1回を固定するだけをちょっと紙紙にし、紙にしてですねご説明いただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。
0:25:35	甲斐研究機構の盛田です。承知いたしました。
0:25:38	それからねちょっとこれは
0:25:42	今日のこの面談でちょっと確認できれば結構なんですけど、ちょっと、
0:25:47	今回グローブボックスB7。
0:25:51	あとその付随する設備っていうのは解体撤去するっていうふうに、
0:25:59	理解していますけれども、
0:26:02	今日あったNSRRさんで起こったちょっと時、事象っていうかねちょっと全然こう、非常にこう分っていうかね
0:26:12	予算の措置の話で、もうどうしようもないことであるあるんだけどもそのん。
0:26:18	要はベッキーさんの方でもその予算確保が難しくなるとか何とかで、
0:26:23	解体撤去が取り止められてしまうとか、
0:26:27	或いは無期限で延期するっていうような事態になってですね、その許可とのバランスっていうんすかねそれが悪くなる。
0:26:35	音をちょっとこちらとしては心配してしまうんですけど。
0:26:39	ちょっと答えにくいかもわからないけど、ちょっとその辺は、
0:26:42	戸次さんとしては、どんな対応されるっていうか考えていうか、何かありますか。
0:26:50	はい、原子力機構の森田から回答いたします。現状ですねは、我々別記施設のグローブボックスB-7の解体撤去につきましては、順調に契約に向けた手続き進めております。
0:27:03	現状の計画では予定通り、
0:27:07	進むという予定でございます。ただちょっと今後どうなるかはちょっと進捗次第でなってくるんですけども現状は予定通りになります。
0:27:19	規制庁の問題ですわかりましたありがとうございました。
0:27:28	この施設、二つ規制庁がですけど、その木瀬二つの施設に対して何か他の方からコメント等ありましたらお願いします。
0:27:52	ペチャンコミズノです。
0:27:54	等、
0:27:55	4人施設管理者への通知プロセスの変更について大槻君させていただきたいんですけども、最終資料説明される際に、戸次特有のものであるというようなご発言があったかと思うのですが、
0:28:10	ちょっとその後のこちらからの質問の中で、
0:28:14	併記。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	検査では群銀社、全体でっていうことで、使用前、
0:28:22	検査の方では一部のみのためその連絡が大変であるから、実用運用に合わせて変更するというお話があったんですけども。
0:28:32	今回変更される内容としては戸次技術課長が、その関係のある分に施設管理課に、から管理者に通知するというお話だったのですが、
0:28:44	他の施設等で
0:28:47	同様のことがないのかですとか、
0:28:51	戸次だけが使用前事業者検査に関係するところがあるのか等について教えいただくことができますでしょう。
0:29:04	はい。原子力、大野盛田から回答いたします。私の認識ではですね、他の、いわゆる使用前検査等を実施するような、41条該当施設で文人。
0:29:17	施設管理者を置いているのはここ別記ぐらいだったとかと思いますので、検査室で原子力施設建設といろいろやりとりがあったというところです。
0:29:29	もしわかったらなんすけど保安管理部の方で分隣接管理者のことを何か補足があればお願いいたします。
0:29:38	はい。清家健吉原子力機構法案管理部の。
0:29:45	千田です。先ほどノーリターンがおっしゃった通りで、
0:29:52	保安規定に係る椎木池君は、41条各該当施設に関しては、バックエンド研究施設のみがこちら、
0:30:05	2施設かパターン2じゃとして
0:30:08	運用しているというところです。衛藤。
0:30:13	非該当施設に当たると、他の施設も部分認可管理者に係るに関わるところは沼津が野洲先ほど9
0:30:25	割か新任がありますが、保安規定は、ある筆跡は御中市岡該当施設に関しては、パッケの研究施設Ⅱ。
0:30:38	水戸んなっています。
0:30:40	次女F。
0:30:43	鏡田野です。ご回答ありがとうございます。
0:31:01	他は大丈夫ですか。
0:31:04	本多さんちょっとお待ちください。はいすいませんお願いします。
0:31:34	規制庁タツモトです。加藤。今口頭でご説明があった別記に関係なく他の該当の施設ですか。これはどういう、
0:31:45	運用っていうんですかね、をしてるのかっていうのは今回この別記だけで変更が出てくると他の施設どうなんだってのは必ず聞かれそうな気がするので、その点も含めて面談資料で説明いただければと思いますがよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:02	はい、原子力機構別府物かモリタから回答いたします。そのあたりですね別記の特殊性が明確になるように、したいと思いますありがとうございます。
0:32:15	ありがとうございます。私から言ってなんですが、今回NSRRの方でも解体撤去したいんだけどできなくて、一部保安規定上残ってしまいますっていうものと、
0:32:28	メッキの方は契約上うまく進んでるので解体提供できるからすべて禁止しますっていうところで、
0:32:35	どういうスケジュールだと、すぐに保安規定上からも消せて、どういうスケジュールだと、すべてが消せなくて一部残ってしまうのかっていうのは、今回かなりこう比較ができてしまうので、これも問われる可能性があるので把握しておきたいんですけど。
0:32:52	NSRR側ですか、がどういう計画だから、その保安規定に残ってしまうっていうところ野瀬スケジュール観点ですかね。
0:33:03	来年度予算で作るので1年ぐらい延びますとかなのか。
0:33:07	もう少し数年なりかかりますということなのかそこら辺のスケジュールも説明をお願いしたいんですけどよろしいですか。
0:33:28	上岡県NSRRの岩佐から回答いたします。はい。その点については、確認して今後の面談資料の中で説明させていただくという形でも、
0:33:40	噛みませんか。
0:33:43	正常だったものです。この申請後の面談資料で構いません。
0:33:47	これ、原価県だけじゃなく、原子力機構全体として、その解体撤去がすぐにできなくて、どのぐらいのスケジュール感だと保安規定に残るとか。
0:33:59	ていうのは、その原価県だけじゃなくて原子力機関全体としての考え方ってことでいいんですよ。
0:34:06	これは各部なのか、本管理部なのか。
0:34:10	ていうところも含めて、ちょっと申請後の面談資料で確認させていただければと思います。ありがとうございます。
0:34:18	安楽本部の木村でございます。はい。そのことを確認してですね回答できるように準備したいと思います。
0:34:26	はい。私から以上、結果こちらから以上で園田さん。はい。ありがとうございます。規制庁の本田ですありがとうございます。ちょっと私がちょっと最後、
0:34:38	面談資料でちょっと申請後の面談資料でいただきたいっていうのがちょっとあって
0:34:44	名称機構さんの方でよく使用施設、使用を終了した設備に対して、
0:34:51	一つは回数も解体撤去作業をします。
0:34:57	或いは、許可の記載から落とします。
0:35:02	或いは許可の記載から落として、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:06	維持管理設備っていう区分、新しい区分は新しくはないですけども区分、新たに区分を作ってそこで維持管理設備として引き続き管理していきますっていう
0:35:19	このぐらいの区分になされるかなと思っております。この、この設備ってのはちょっとですね今後今後っちゅうかこれ、今までもそうなんですけどちょっとこう、
0:35:32	処分するにあたっての内部での説明においてちょっとこう、
0:35:38	非常にちょっと説明が減っ私下手なところがありますんでちょっとこの際ですね原子力機構において、その、
0:35:47	使用を終了した施設設備に対する
0:35:51	なんちゅうんでしょうステータスっていうんすかね状況に応じてそれぞれの名前をつけたり、呼び方をしたりしてると思うのでそこをちょっとまとめたものをいただきたいなと思うんですけど。
0:36:02	これいかがでしょうか。
0:36:14	IA野球書記河野。
0:36:18	千田です。はい。江藤進、保安規定を強い申請した後のヒアリング資料で笹倉CEO施設長土肥伊勢通を終えて
0:36:31	維持管理する設備になる深見。
0:36:38	パターンがありますんで、ちょっとそこら辺は学部等ちょっとか考えて、しっかりす説明ができる資料を作っていきます。以上です。
0:36:53	規制庁の方です。よろしくありがとうございますよろしくお願ひいたします。あともう1個はですねちょっとこれ保安これ別にう皆さんご理解いただいてると思うんでちょっと念のための、
0:37:05	確認にしかならないんですけど保安規定においてはその面談を申請後の面談資料の一部にはですね保安規定審査基準との整理表であるとか、
0:37:17	等保安規定の変更と使用許可との間性、
0:37:23	税後を示した整理表。
0:37:26	あともう1個はその保安規定に規定すべき事項の確認表って後いつ3点と呼んでますけど、これを、
0:37:33	用いて面談してさせていただいているっていうちょっとところがありますんでちょっとお忘れなくということで、発言させていただきましたので引き続きよろしくお願ひいたします。
0:37:46	よろしいでしょうか。
0:37:50	はい、橘田研修機構の。
0:37:52	椎葉です。はい。先ほど竹中からあった、
0:37:58	安定度Cのですね、保安規定し、
0:38:02	インフラに速やかに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:06	節減できるように進めます。
0:38:08	以上です。
0:38:10	はい、規制庁のホンダですありがとうございました。
0:38:14	米朝側からは、確認事項以上でございますが、
0:38:20	原子力機構さんから何かご発言ありましたらお願いします。
0:38:45	提言書感覚を部の木村です。こちらからは特にございません。
0:38:50	はい、ありがとうございます。
0:38:53	ファン管理部さんとか、拠点原価県さんの方も大丈夫そうですか。
0:38:59	はい聞きゃあ点数機構保安管理部長、椎名です。うちの1件原価検討して質問等は
0:39:08	ございません。わかりました。はい、ありがとうございます。それで特にないというようですのでこれで面談終了といたしますどうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。